

# 福井県報

第 379 号  
令 和 7 年  
12月9日(火)  
火曜日発行

※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示（40・情報技術企画課） ..... 11  
※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を廃止する告示（41・同） ..... 12

## — 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

### 告 示

- 公衆浴場入浴料金の統制額の指定（460・医薬食品・衛生課） ..... 2
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出（461・水産課） ..... 2
- 県営土地改良事業に係る換地を定め、または換地を定めない土地の指定（462  
・嶺南振興局） ..... 2

### 公 告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決  
定（税務課） ..... 3
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定（  
県立美術館） ..... 3
- 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出（商業・市場開  
拓課） ..... 3
- 公共測量の終了（土木管理課） ..... 4
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課） ..... 4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の相手方の決  
定（教育政策課） ..... 4

### 労働委員会公告

- 福井県労働委員会あっせん員候補者の氏名等 ..... 5

### 教育委員会告示

- 教育職員免許状の失効（7・教職員課） ..... 5

### 公安委員会規則

- ※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則（9・情報技術企画課） ..... 6

### 公安委員会告示

- ※福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示（126・情報技術企画課） ..... 11

### 警察本部告示

# 告 示

## 福井県告示第460号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和32年厚生省令第38号）第2条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、令和8年1月1日から施行する。

なお、公衆浴場入浴料金の統制額の指定（令和5年12月12日福井県告示457号）は、令和7年12月31日をもって廃止する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

### 1 公衆浴場入浴料金の統制額

区分	大人(12歳以上 の者をいう。)	中人(6歳以上12歳 未満の者をいう。)	小人(6歳未満 の者をいう。)	適用地域
金額 (1人につき)	530円	170円	80円	県下全域

2 福井県公衆浴場基準条例（昭和45年福井県条例第38号）第2条第2号に規定する  
その他の公衆浴場の入浴料金については、前項の規定は適用しない。

## 福井県告示第461号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

高浜町加入区

## 福井県告示第462号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業【敦賀西部地区 区画整理（経営体育成基盤整備（ほ場）事業（全工区）】の換地計画において、同法第53条の2の2第1項前段の規定による同意に係る次の土地を、従前の土地としてその地積を特に減じて換地を定め、または換地を定めない土地に指定したので、同法第89条の2第3項の規定において準用する同法第53条の2の3第2項の規定において準用する同法第53条の2第3項の規定により告示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

### 不換地・特別減歩指定

県営土地改良事業 敦賀西部地区（全工区）

#### 1 換地を定めない土地

市町村	大字	字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	備考
敦賀市	苅生野	56 七反田	34	田	田	2,991	
	金山	9 下前	3	田	田	2,866	
	金山	10 横枕	63	田	田	1,259	
	金山	10 横枕	64	田	田	1,431	
	金山	16 坂丸	15	田	田	500	
	金山	17 琵琶首	41-1	田	田	608	
	沓見	48 開戸	2	田	田	958	
	沓見	48 開戸	3	田	田	921	
	沓見	67 竹ノ下	24	田	田	1,029	
	沓見	98 下ノ田	19-1	田	田	1,001	
	沓見	98 下ノ田	20-1	田	田	608	
	沓見	119 北雨坪	6-1	田	田	399	
	沓見	119 北雨坪	9-1	田	田	1,139	
	沓見	155 砂田	1-1	田	田	754	
	沓見	155 砂田	2	田	田	1,021	
	沓見	155 砂田	3	田	田	1,021	
	沓見	159 神廻り	3	田	田	514	
	沓見	161 川長	10-2	田	田	293	
計						19,020	

#### 2 地積を特に減じて換地を定める土地

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 m <sup>2</sup>	特に減ずる 地積 m <sup>2</sup>	備考
敦賀市	金山	10 横枕	65	田	田	1,126	970	
							970	

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
納税通知書等の作成業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部税務課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年11月14日
- 4 落札者の名称および住所  
サンメッセ株式会社滋賀営業所  
滋賀県彦根市小泉町300番地21
- 5 落札金額  
54,950,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年9月30日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 随意契約に係る物品等の名称および数量  
菱田春草「落葉」（試作） 1点
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立美術館  
福井県福井市文京3丁目16番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和7年11月20日

- 4 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社壺中居  
東京都中央区日本橋3丁目8番5号
- 5 随意契約に係る契約金額  
66,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることにした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

なお、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、福井県に対し意見書の提出によりこれを述べることができる。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
ドラッグコスモス堀ノ宮店  
福井市堀ノ宮一丁目206番外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社コスモス薬品  
代表取締役 横山 英昭  
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和8年7月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,354m<sup>2</sup>
- 6 駐車場の収容台数 45台
- 7 駐輪場の収容台数 10台

- 8 荷さばき施設の面積 32m<sup>2</sup>
- 9 廃棄物等の保管施設の容量 12.2m<sup>3</sup>
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
開店時刻 午前9時00分  
閉店時刻 午後9時45分
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時00分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 3箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時00分から午後10時00分まで
- 14 届出のあった日  
令和7年11月19日
- 15 届出の縦覧場所  
(1) 福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課  
(2) 福井県福井市手寄1丁目4番1号  
AOSSA 5階  
福井市商工労働部商工労政課
- 16 届出の縦覧期間および縦覧できる時間帯  
縦覧期間  
公告の日から4月間  
縦覧できる時間帯  
午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末、年始を除く）
- 17 意見書の提出先  
福井県福井市大手三丁目17番1号  
福井県産業労働部商業・市場開拓課

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和7年11月6日に福井県産業労働部公営企業課より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 測量計画機関の名称  
福井県産業労働部公営企業課
  - 2 作業の種類  
公共測量（基準点測量）
  - 3 作業の期間  
令和7年2月28日から令和7年7月28日まで
  - 4 作業の地域  
坂井市三国町米納津他
- 

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、小浜市長から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 都市計画の種類および名称
    - (1) 種類  
地域地区（用途地域）
    - (2) 名称  
小浜上中都市計画用途地域
  - 2 縦覧場所  
福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部都市計画課
- 

政府調達に関する協定の適用を受ける契約に係る一般競争入札の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年12月9日

福井県知事職務代理者 福井県副知事 中村 保博

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量

- 県立学校非常通報装置導入および保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県教育庁教育政策課  
福井市大手3丁目17番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和7年10月1日
- 4 落札者の名称および住所  
テルウェル西日本株式会社北陸支店  
石川県金沢市大手町16-1
- 5 落札金額  
38,455,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 第4条の規定による公告を行った日  
令和7年8月19日

## 労働委員会公告

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条および労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、福井県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり公示する。

令和7年12月9日

福井県労働委員会 会長 井上 毅

氏名	現職等
井上 毅	弁護士
川村 一司	弁護士
小池 麻里子	弁護士
竹内 順子	司法書士
廣瀬 弘毅	福井県立大学経済学部教授
橋岡 克典	日本労働組合総連合会福井県連合会会長
米谷 寿光	アイシン福井労働組合執行委員長
角田 智子	日本郵政グループ労働組合北陸地方本部書記長
山田 佐智生	日本労働組合総連合会福井県連合会事務局長
島田 一英	UAゼンセン福井県支部支部長
田村 毅	敦賀海陸運輸株式会社専務取締役
清水 則明	ラニイ福井貨物株式会社取締役会長
中村 直樹	アイテック株式会社顧問

山埜 浩嗣	福井県経営者協会専務理事
久保田 百代	久保田電機株式会社代表取締役社長

## 教育委員会告示

### 福井県教育委員会告示第7号

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項の規定により、次の免許状は効力を失ったので、教育職員免許に関する規則（昭和30年福井県教育委員会規則第3号）第35条の規定により公告する。

令和7年12月9日

福井県教育委員会

#### 1 失効した免許状

氏名	見延 陽一	本籍地	福井県
免許状の種類	中学校教諭一種免許状（保健体育）（平15中1第10504号） 授与年月日 平成15年3月31日 授与権者 東京都教育委員会		
失効年月日	令和7年11月21日		

氏名	見延 陽一	本籍地	福井県
免許状の種類	高等学校教諭一種免許状（保健体育）（平15高1第10518号） 授与年月日 平成15年3月31日 授与権者 東京都教育委員会		
失効年月日	令和7年11月21日		

#### 2 失効の理由

教育職員免許法第10条第1項第2号（同法施行規則第74条の2第8号ニ）該当

## 公安委員会規則

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年12月9日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第9号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年福井県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）第11条および福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、公安委員会等が所管する手続等を、<u>電子情報処理組織</u>を使用する方法<u>その他の情報通信技術</u>を利用する方法により<u>行う</u>場合について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条および福井県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年福井県条例第57号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、公安委員会等が所管する手続等を<u>電子情報処理組織</u>を使用する方法<u>その他の情報通信の技術</u>を利用する方法により<u>行わせ、または行う</u>場合について、必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。</p> <p>ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名</p> <p>イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、または行わせるために運営するもの）の官職証明書に基づく電子署名</p> <p>(4) 電子証明書 申請等をする者または行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号および情報通信技術利用条</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。

- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

(申請等の手続)

- 第3条 情報通信技術活用法第6条第1項または情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって福井県公安委員会が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。
- 2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

- 3 前項の規定により申請等を行う者は、福井県公安委員会または福井県警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等または電磁的記録に記載され、もしくは記録されている事項またはこれらに記載すべき、もしくは記録すべき事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、福井県公安委員会または福井県警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- (3) (略)

- 5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等

- 2 前項に定めるもののほか、この規則で使用する用語は、情報通信技術活用法および情報通信技術活用規則で使用する用語の例による。

(対象となる手続等)

- 第3条 この規則の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行うことができる手続等は、福井県警察本部長が別に定める。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

- 第4条 情報通信技術活用法第6条第1項または情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって福井県警察本部長が定める技術的基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 前項に規定する者は、申請等を書面等により行うときに法令の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他福井県警察本部長が必要と認めることを、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、または送信しなければならない。

- 3 第1項に規定する者は、福井県警察本部長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等または電磁的記録に記載され、もしくは記録されている事項またはこれらに記載すべき、もしくは記録すべき事項を併せて入力し、または送信しなければならない。

- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、入力し、または送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、福井県警察本部長の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

- (1) (略)

- (2) (略)

- (3) 前2号に規定するもののほか、公安委員会等が指定する電子証明書

に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項および第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項またはこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項またはこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

(申請等に係る署名等に代わる措置)

第4条 情報通信技術活用法第6条第4項および情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として福井県公安委員会または福井県警察本部長が定める措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合)

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると福井県公安委員会または福井県警察本部長が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると福井県公安委員会または福井県警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等または電磁的記録が大量であるため、第3条第2項または第3項の規定による入力が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

(処分通知等の手続)

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項または情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって福井県公安委員会が定める技術的

5 法令の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項および第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち1通に記載されている事項またはこれらに記載すべき事項を入力し、または送信した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項またはこれらに記載すべき事項が入力され、または送信されたものとみなす。

(署名等に代わる措置)

第5条 情報通信技術活用法第6条第4項および情報通信技術利用条例第3条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項各号に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置その他申請等を行った者を確認するための措置として福井県警察本部長が定める措置とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会等が認める場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能な場合または申請等に係る利便性を著しく損なう場合

基準に適合するものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、福井県公安委員会または福井県警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第7条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号および暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の福井県公安委員会または福井県警察本部長の定めるところにより行う届出

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第8条 情報通信技術活用法第7条第4項および情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名または名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として福井県公安委員会または福井県警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合)

第9条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると福井県公安委員会または福井県警察本部長が認める場合

(2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると福井県公安委員会または福井県警察本部長が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能または処分通知等に係る利便性を著しく損なう場合

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等の所管する手続等を、電

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等の所管する手続等を、電子

子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、福井県公安委員会または福井県警察本部長が別に定める。

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、福井県警察本部長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、同項に規定する日がこの規則の施行の日以後である申請等（この規則による改正後の第2条第1項第5号に規定する申請等をいう。）について適用する。

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第126号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和7年12月9日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県公安委員会が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年福井県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）

第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(申請等をする者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第2条 規則第3条第1項の福井県公安委員会が定める技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えていることとする。

(規則第3条第3項に規定する事項の入力方法)

第3条 規則第3条第3項の規定に基づき申請等（福井県公安委員会に対するものに限る。以下同じ。）を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、または記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(規則第3条第4項に規定する福井県公安委員会が定める場合)

第4条 規則第3条第4項に規定する福井県公安委員会が定める場合は、福井県公安委員会が指定する申請等ごとに、福井県公安委員会により付された識別符号および暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ福井県公安委員会が指定する措置を講ずる場合とする。

(申請等を行った者を確認するための措置として福井県公安委員会が定める措置)

第5条 規則第4条に規定する福井県公安委員会が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(規則第5条第1項の場合における書面等の提出方法)

第6条 規則第5条第1項の場合において、規則第3条第2項および第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難ま

たは著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、福井県公安委員会が指定する文字、番号または記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

(处分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準)

第7条 規則第6条第1項の福井県公安委員会が定める技術的基準は、公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

(处分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨の届出)

第8条 規則第7条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等（福井県公安委員会が行うものに限る。）を受けることを希望する旨の届出は、規則第3条第2項に規定する方法によって福井県公安委員会に対してするものとする。

附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。

## 警察本部告示

### 福井県警察本部告示第40号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示を次のように定める。

令和7年12月9日

福井県警察本部長 増田 美希子

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則第10条の規定に基づき福井県警察本部長が定める電子情報処理組織による手続等に関する告示

(趣旨)

第1条 この告示は、福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年福井県公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）

第10条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(規則第3条第3項に規定する事項の入力方法)

第2条 規則第3条第3項の規定に基づき申請等（福井県警察本部長または警察署長に対するものに限る。以下同じ。）を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、または記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読み取り装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

(規則第3条第4項に規定する福井県警察本部長が定める場合)

第3条 規則第3条第4項に規定する福井県警察本部長が定める場合は、福井県警察本部長が指定する申請等ごとに、福井県警察本部長により付された識別符号および暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置としてそれぞれ福井県警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

(申請等を行った者を確認するための措置として福井県警察本部長が定める措置)

第4条 規則第4条に規定する福井県警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

(規則第5条第1項の場合における書面等の提出方法)

第5条 規則第5条第1項の場合において、規則第3条第2項および第3項の規定により申請等を行う者は、書面等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難または著しく不適当と認められる部分に係るものに限る。）を提出しようとするときは、福井県警察本部長が指定する文字、番号または記号その他の符号を明らかにしてしなければならない。

(处分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨の届出)

第6条 規則第7条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により处分通知等（福井県警察本部長または警察署長が行うものに限る。）を受けることを希望する旨の届出は、規則第3条第2項に規定する方法によって福井県警察本部長または警察署長に對してするものとする。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。

---

#### 福井県警察本部告示第41号

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

令和7年12月9日

福井県警察本部長 増田 美希子

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を廃止する告示

福井県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（令和3年福井県警察本部告示第18号）は、廃止する。

#### 附 則

この告示は、令和7年12月15日から施行する。